

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

目次

◇規 則 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

◇告 示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可

規 則

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十九号

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則
精神衛生法施行細則(昭和四十九年四月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。
別表中「別表」を「別表(第八条関係)」に改め、同表の表を次のように改める。

措置入院者等の所得税額	費用徴収月額
六、六〇一円以上一、〇四〇円以下	二、九〇〇円
一、〇四一円以上一七、八八〇円以下	四、二〇〇円
一七、八八一円以上二五、六八〇円以下	四、九〇〇円
二五、六八一円以上三三、七二〇円以下	六、三〇〇円
三三、七二一円以上四二、〇〇〇円以下	七、八〇〇円
四二、〇〇一円以上五一、〇〇〇円以下	九、二〇〇円
五一、〇〇一円以上六一、五二〇円以下	一〇、六〇〇円
六一、五二一円以上七四、五二〇円以下	一二、〇〇〇円
七四、五二一円以上八七、一二〇円以下	一三、四〇〇円
八七、一二一円以上一五六、〇〇〇円以下	一七、〇〇〇円
一五六、〇〇一円以上一九八、〇〇〇円以下	二一、一〇〇円
一九八、〇〇一円以上二八七、五〇〇円以下	二七、四〇〇円
二八七、五〇一円以上三九七、〇〇〇円以下	三三、六〇〇円
三九七、〇〇一円以上四九九、四〇〇円以下	三九、八〇〇円
四九九、四〇一円以上一、五〇〇、〇〇〇円以下	六五、〇〇〇円
一、五〇〇、〇〇一円以上	全 額

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に精神衛生法(昭和二十五年法律第二十三号)第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院していた者であつて施行日以後引き続き入院するものの施行日以後の入院に要する費用として徴収する額については、昭和五十六年三月三十一日までの間は、改正後の精神衛生法施行細則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該入院者又はその配偶者若しくは当該入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹の昭和五十四年分の所得税額の合算額が九十二万九千四百円以上である場合における施行日以後のその者の入院に要する費用として徴収する額については、この限りでない。

告示

鳥取県告示第七百四十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十五年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所		皆伐面積の限度(ヘク)	単位区域名
	市郡名	市町村名		
水源かん養保安林	八頭	河原・郡家	二〇一八・四四	八頭地区
土砂流出防備保安林	若桜	若桜	九・一二	若桜
"	八頭	八頭	〇・一七	八頭
"	智頭	智頭	九・五二	智頭
"	船岡	船岡	〇・八二	船岡
"	用瀬	用瀬	八・三一	用瀬
"	佐治	佐治	〇・二一	佐治
干害防備保安林	船岡	喜才谷山	〇・三八	喜才谷山
"	"	明見谷東平	〇・四六	明見谷東平
"	"	池ノ内下平	〇・八二	池ノ内下平
水源かん養保安林	鳥取	赤波	一・六〇	赤波
"	岩美	岩美	八九九・一一	鳥取地区
"	鳥取	鳥取	六・七六	河原
土砂流出防備保安林	八頭	河原・郡家	九・三一	郡家
"	"	河原	九六・二三	岩美
"	"	岩美	五・三七	国府
"	"	国府	〇・二二	福部
"	"	福部	七二・七五	鳥取
"	"	鳥取	一・七六	鳥取

土砂流出防備保安林	"	"	水源かん養保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	土砂流出防備保安林	"	"	水源かん養保安林	"	"	干害防備保安林
西伯	日野	西伯	米子	"	"	"	"	東伯	"	"	倉吉	"	"	"	倉吉	東伯	倉吉	東伯	倉吉	倉吉	鳥取	岩美	"	"
中山	溝口・江府	"	"	"	東伯	大谷	東郷	"	"	東伯	関金	三朝	東郷	"	"	鹿野	鹿野	岩美	青谷	鹿野	"	"	"	"
			杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津						水谷	高路	長谷						
○・六四 中山	五八九・二一 米子地区		○・三八 杉地	○・一八 金屋	○・〇八 槻下	一・一五 大谷	○・〇四 宮内	○・六六 大原	一・六六 栗尾	○・三〇 志津	一八・一五 東伯	一七・七六 関金	四〇・五一 三朝	四五・二七 東郷	二九・六五 倉吉	一四二五・六五 倉吉地区	○・五一 水谷	一三・八四 高路	三・八三 長谷	一〇・四五 青谷	七八・二四 鹿野			

鳥取県告示第七百四十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土砂流出防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
日野	日野	日野・日南	日野	西伯	西伯	法勝寺	伐株	大谷奥	孝靈山ほか	門野	赤松	長田	宮内ほか	江府	溝口	米子	西伯	岸本	会見	大山	"	"	"	"	
日南	日野	日野・日南	日野	西伯	西伯	法勝寺	伐株	大谷奥	孝靈山ほか	門野	赤松	長田	宮内ほか	江府	溝口	米子	西伯	岸本	会見	大山	"	"	"	"	
三・一四 日南	一四・三四 日野	一〇三四・四一 日野地区	○・一〇 大谷奥	○・四四 法勝寺	二・二〇 孝靈山	○・〇六 門野	一・二一八 宮内・坊	三・七七 江府	三・九〇 溝口	○・一〇 米子	五・二八 西伯	四・五七 岸本	一・三二 会見	五・八七 大山											

一、しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二、埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十三年十二月二十六日 鳥取県指令受港第九十二号

三、しゅん功認可の年月日

昭和五十五年八月二十五日

四、埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字石脇字二の北畑一一四四番地から同大字字三の北畑

一一八三番地に至る地先の公有水面

(二) 区域

次の地点のうち、①の地点から②の地点を通り③の地点に至る昭和

五十三年秋分の日の満潮位(D・L+〇・三〇メートル)における公

有水面と陸地との境界線、③の地点から④の地点に至る昭和五十三年

秋分の日の満潮位における公有水面と防波堤との境界線、④の地点と

⑤の地点を直線で結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を②の地点から二六

〇度〇〇分一一・〇〇メートルの地点を中心とする半径七〇・三〇メ

ートルの円で結んだ線、⑥の地点から⑩の地点までを順次に直線で結

んだ線及び⑩の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点A(甲亀山三等三角点(北緯三五度三〇分四九・八四

六秒、東経一三三度五六分五四・四一九秒)から九四度五

七分三四七・六〇メートルの地点をいう。)から三三一

四五分五三・〇〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三一七度二〇分二四・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三四七度〇〇分六三・五〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から四一度四五分一二・六〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一〇四度三〇分一二・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一三九度〇〇分七七・四〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一六九度三〇分六六・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から七一度〇〇分一九・三〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一六〇度三〇分三〇・二五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二五〇度三〇分二〇・二〇メートルの地点

(三) 面積

九、三三五・六四平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

泊村役場

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】